



福島医発第 1445 号 (総)

平成 21 年 11 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

標記の件について、日本医師会より本会に対して通知がありました。

本通知は、本年 8 月 27 日開催の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、フルルビプロフェン（貼付）、レバミピド（経口）、ベンダザック（外用）、クロベタゾン酪酸エステル（外用）、トラニラスト（点眼）、アンレキサノクス（点鼻）、デキサメタゾン（口腔内用）、フドステイン（経口）について、一般用医薬品として適当であるとの結論が出されたので、一般用医薬品として開発を進めるよう求めるものです。

なお、トラニラスト（点眼）については、使用に際して医師よりアレルギー性結膜炎との診断を受けていることを前提とする、という留意事項が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

日医発第 657 号 (地 I 126)

平成 21 年 10 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局審査管理課長より日本製薬団体連合会会長宛に、「医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について」の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本通知は、本年 8 月 27 日開催の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、フルルビプロフェン（貼付）、レバミピド（経口）、ベンダザック（外用）、クロベタゾン酪酸エステル（外用）、トラニラスト（点眼）、アンレキサノクス（点鼻）、デキサメタゾン（口腔内用）、フドステイン（経口）について、一般用医薬品の成分として適当であるとの結論が出されたので、一般用医薬品としての開発を進めるよう、日本製薬団体連合会に求めるものであります。

なお、トラニラスト（点眼）については、使用に際して医師よりアレルギー性結膜炎との診断を受けていることを前提とする、という留意事項が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知の上、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



薬食審査発0917第2号

平成21年9月17日

(社)日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長あて通知しましたので、ご承知の上、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。



薬食審査発0917第1号
平成21年9月17日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

医療用医薬品の有効成分のうち一般用医薬品として転用することが適当と考えられるものについて、関係学会の意見を聴いた上で、薬事・食品衛生審議会において討議・公表することにより、その転用を、透明性を図りつつ、推進しようとするスキームが平成19年3月の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会（以下「部会」という）において了承されているところです。

このスキームに基づき、本年8月27日開催の部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、下記に示す成分は、一般用医薬品の成分として適当であるとの結論となりましたので、一般用医薬品としての開発を進めていただけますよう、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、日本薬学会から提出された品目のうち、既に薬事法に基づく承認申請がなされているものについては、個々の品目ごとに、薬事・食品衛生審議会の意見を聴きつつ、その承認の可否につき判断することとしているので、医学会等の意見募集、部会における討議の対象外としたので申し添えます。

記

	成 分	投与 経路	備 考	留意事項
1	フルルビプロフェン (貼付)	経皮	抗炎症薬	—
2	レバミピド (経口)	内服	胃粘膜保護薬	—
3	ベンダザック (外用)	経皮	抗炎症薬	—
4	クロベタゾン酪酸エ ステル (外用)	経皮	副腎皮質 ステロイド	—
5	トラニラスト (点眼)	点眼	抗アレルギー性 点眼薬	使用に際しては、医師によりアレルギー性結膜炎との診断を受けていることを前提とする。
6	アンレキサノクス (点鼻)	点鼻	抗アレルギー性 点鼻薬	—
7	デキサメタゾン (口 腔内用)	粘膜	副腎皮質 ステロイド	—
8	フドステイン (経口)	内服	去痰薬	—

(注)

- (1) 本スキームによって公表された有効成分を含む一般用医薬品の承認申請に際し添付する資料については、原則として、現在のスイッチOTC医薬品に求めている資料と同じ範囲であること。
- (2) 個々の品目の承認にあたっては、従来同様、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものであること。
- (3) 本スキームによって公表された有効成分以外のものについて、いわゆるスイッチOTC医薬品として不適当とするものではなく、その可否については、引き続き、提出された資料に基づき個々に審査するものであること。